

下記のとおり、公募型プロポーザル方式による設計者選定の実施について告示する。

令和 6 年（2024 年）7 月 1 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

記

1 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

交通局本局庁舎・教習所大規模改修工事に係る建築設計及び設備設計

(2) 提案内容

ア 経済性（LCC）に配慮した改修計画について

イ 環境負荷を軽減し ZEB 化に有効な改修計画について

ウ その他、独自提案について

(3) 参加表明書・技術提案書の提出期限

令和 6 年 8 月 9 日（金）17 時 15 分

(4) ヒアリング実施日

令和 6 年 9 月 20 日（金）

2 参加資格

本プロポーザルは、建築設計及び設備設計に対するプロポーザルである。

建築設計事務所と設備設計事務所による共同参加の場合、JV を結成する必要はない。

(1) 参加者に求められる資格要件

次に掲げる資格及び条件の全てを満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 建築設計においては、参加表明書の提出までに令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「建設関連サービス業」中分類「建築設計・監理業」等級「A」の名簿区分で登録されていること。

設備設計においては、参加表明書の提出までに令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に大分類「建設関連サービス業」中分類「設備設計・監理業」の名簿区分で登録されていること。

ウ 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 5 月 31 日交通事業管理者決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っており、本社、本店又は支店等が札幌市内にあること。

カ 建築設計及び設備設計のそれぞれにおいて、1棟の延べ面積が3,000㎡以上の建築物（ただし、平成31年国土交通省告示第98号別添二第一号から第三号に該当するものを除く。）の新築、増築（当該増築に係る部分に限る。）、改築のいずれかに係る実施設計業務（平成26年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが行われているものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）において、元請としての履行実績を有すること。

キ 建築設計または設備設計のいずれかにおいて、建築物の新築、増築、改築のいずれかに係る実施設計業務（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による適合判定を受けたもので、平成31年4月1日以降に業務が完了し、引渡しが行われているものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）において、元請としての履行実績を有すること。

なお、カと同一の実施設計業務による履行実績も可とする。

ク プロポーザル説明書に示す業務従事者を配置できること。

3 「プロポーザル説明書」の交付

令和6年7月1日（月）から札幌市交通局ホームページにて公開する。

4 問い合わせ先

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4-1

札幌市交通局高速電車部施設課

電話 011-896-2747 FAX 011-896-2793

E-mail : st.kenchiku@city.sapporo.jp